

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	議 会 運 営 委 員 会		会 議 場 所 第 3 委 員 会 室
			担 当 職 員 阿 久 根 由 美 子
日 時	平 成 23 年 12 月 20 日 (火 曜 日)		開 議 午 後 1 時 30 分
			閉 議 午 後 2 時 25 分
出 席 委 員	◎明田 ○日高 並河 中村 馬場 湊 吉田 西口 石野議長 菱田副議長 <井上>		
執 行 機 関 出 席 者			
事 務 局 出 席 者	今西局長 藤村次長 阿久根係長 三宅主任 八木主任		
傍 聴 者	市 民 名	報 道 関 係 者 2 名	議 員 1 名 (酒 井 議 員)

会 議 の 概 要

〔明田委員長 開議〕

1 公社土地処理問題について

〔事務局長 別紙説明〕

<明田委員長>

特別委員会の設置について会派での検討の結果を発言願う。

<西口委員>

本日の全員協議会で理事者は継続して調査すると回答しており、それに賛同している。100 条調査までは考えていない。

<湊委員>

全員協議会での理事者の説明には信憑性が低く市民理解も得られないのではないかと思う。会派では1人を除き100条調査の意見である。

<馬場委員>

全員協議会で質問した地籍、集団関与のことに理事者は調べると回答された、議会はそのだけでは信用できない。地方自治法第98条に基づく検査権を付けた特別委員会設置を考えている。(設置後) 場合によって100条調査を付けることもできる。

<日高副委員長>

特別委員会で審議をすればよい。(設置後) 場合によって100条調査を付ければよい。

<明田委員長>

2 決議案を提案し議決を行う。(全員 了)

<湊委員>

閉会中に100条調査を付けるための臨時会を理事者が開催する担保はあるのか。

<事務局長>

議員の4分の1以上で市長に請求する、市長は開かなければ阿久根市の例のようになる。市長が招集しなければ臨時会まで開会できないことにはなる。

<委員長>

その場合には議会運営委員会や議長からも要請を行う、市長は開催されるものと思っている。

<馬場委員>

その場合は別問題であり、別の問題が生じることを承知しておけばよいと思う。

<委員長>

市長は拒否できないと思う。

<吉田委員>

報告すべきことができていないのに信用できない。

<日高副委員長>

別問題である。その時は特別委員会で責任を問えばよい。

〔調査事項、特別委員会名称 案どおり了〕

<明田委員長>

委員数の意見を。

<西口委員><湊委員><馬場委員><日高副委員長>

13人。

<明田委員長>

13人で決定する。

<馬場委員>

除斥対象議員は。

<事務局長>

別紙網掛け部が今回の問題の対象年度及び現在の理事就任を示している。

〔編掛け部議員を除斥対象 了〕

<日高副委員長>

除斥議員を除けば公明党議員団は1人しか残らない。

〔委員の会派割当 改革5名、緑風会3名、共産党議員団3名、公明党議員団1名、会派に属さない1名で決定〕

〔決議案の発議〕

<明田委員長>

100条決議案は緑風会から3名以上選出を。

特別委員会設置決議案は3会派の幹事長でよいか。(了)

2 12月定例会最終日(12月21日)の日程について

〔事務局長説明〕

3 討論通告期限

〔事務局長説明〕

4 意見書案について

<事務局長>

3件提出されたが、本日1件取り下げがあった。

<明田委員長>

介護保険制度の発議についての意見を。

〔馬場委員 請願内容説明〕

<西口委員>

発議しない。

<湊委員>

発議しない。障害者総合福祉法は発議する。

<馬場委員>

環境厚生常任委員会の所管であり専門の委員会で調査するのがよいと思うので取り下げる。

〔別紙No.3 取り下げ〕

<明田委員長>

別紙No.4の発議はどうか。

<西口委員><日高委員>

発議する。

<明田委員長>

4会派の幹事長を発議者とする。

5 決議案について（表決）

<事務局長>

提案理由説明から付託まで取り扱いを協議願う。

<西口委員>

省略でよいのではないか。

<湊委員>

説明を行う。

<明田委員長>

提案理由説明、質疑、討論は行う、付託は省略する。（了）

6 議員の派遣について

〔事務局長 説明〕

7 議会改革推進特別委員会検討結果について

〔事務局長 説明〕（了）

8 委員の推薦について

〔事務局長 説明〕

9 その他

〔事務局長 説明〕

散会～14：25